

平成 18 年

2 0 0 6

# 知 的 財 産 活 動 調 査

## 結果の概要

Results of the Survey of Intellectual Property-Related Activities

特 許 庁

Japan Patent Office

# 我が国における知的財産活動について

## 平成18年度知的財産活動調査報告書から

### 1. 調査について

平成14年2月に小泉前首相が施政方針演説の中で、知的財産の戦略的な保護・活用を国家の目標とするとの表明を行った以降、国を挙げて知的財産立国に向けた政府の取組が行われてきました。

平成14年7月の「知的財産戦略大綱」の決定、同年11月の「知的財産基本法」の成立、平成15年3月の「知的財産戦略本部」の設置、そして、同年7月には「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が策定され、知的財産立国の実現に向けた取組の必要性が示されました。

特許庁では、このような知的財産立国に向けた取組に際し、最も重要な役割を担う我が国企業等の知的財産活動の実態を定量的に把握するために、平成14年度から「知的財産活動調査」を実施しています。

本調査は、我が国唯一の知的財産に関する統計調査(統計報告調整法(昭和二十七年法律第一四八号)に基づく承認統計第26545号を作成するための調査)であり、その調査方法は、国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等の調査対象に対し調査票を郵送し、前年度の知的財産活動をベースとして回答して頂いています。

平成18年度の調査におきましては、平成16年に特許・実用新案・意匠・商標出願のいずれかを5件以上出願した国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等、7,860件を対象に平成17年度の知的財産活動について調査を実施し、その統計を得ております。

(調査票の回収は4,062件、その回収率は51.7%であり、そのうち4,029件(うち中小企業2,019件)を集計対象としております。なお、結果の概要の数値につきましては、回収した結果を基に我が国全体の推計を行った数値であることに留意する必要があります。)

ここに、知的財産立国に向けた我が国企業等における知的財産活動の状況について、平成18年度知的財産活動調査の結果を紹介します。

## 調査の結果の概要

### 1. 知的財産担当者数からみた我が国企業等の体制整備

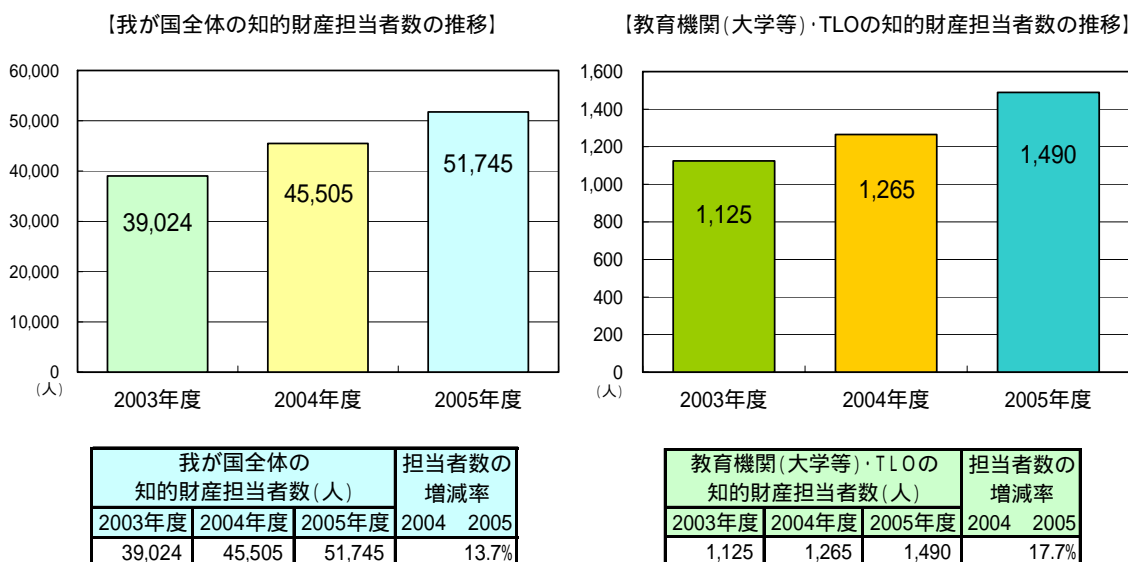
「知的財産推進計画2006」には、知的財産立国に当たり最も重要なことの一つとして、知的財産を創造し、保護し、活用する人材を育成することが示されています。（「知的財産推進計画2006」第5章）

平成 18 年度知的財産活動調査の結果によれば、我が国企業等の知的財産担当者<sup>1</sup>数は、平成 16 年度(2004 年度)の約 45,500 人から平成 17 年度(2005 年度)には、約 6,200 人増加し約 51,700 人(前年度比 13.7%増)となっています。

また、教育機関(大学等)・TLO<sup>2</sup>の知的財産担当者も全体的に増加傾向にあり、2004 年度の 1,265 人から 2005 年度には 225 人増加して 1,490 人(前年度比 17.7%)となっています。

企業や大学等における知的財産の権利化や管理等のための体制構築が着実に進んできているものと思われます。

図表 1 知的財産担当者数の推移



今後も、知的財産戦略本部が推進する「知的財産人材育成総合戦略」にも示された、「知財専門人材を今後10年間で倍増させる」という計画とも関連し、企業等における知的財産担当者は、引き続き増加していくことが予想されます。

1 企業等における、産業財産権の発掘から権利取得、維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している者も含む。なお、本調査は、出願の実績があった者を対象に調査を実施しているため、調査対象となっていない弁理士、弁護士等の法曹界の人材、特許庁の審査官、登録調査機関等における先行技術文献調査人材、知財法学者等の人材は含まない。

2 「教育機関(大学等)・TLO」には、大学、TLOだけでなく、専門学校、社会教育機関、学習塾等も含む。

## 2. 知的財産活動費からみた我が国企業等の知的財産活動の状況

企業等における知的財産担当者の増加とともに、知的財産活動費<sup>3</sup>も増加しています。

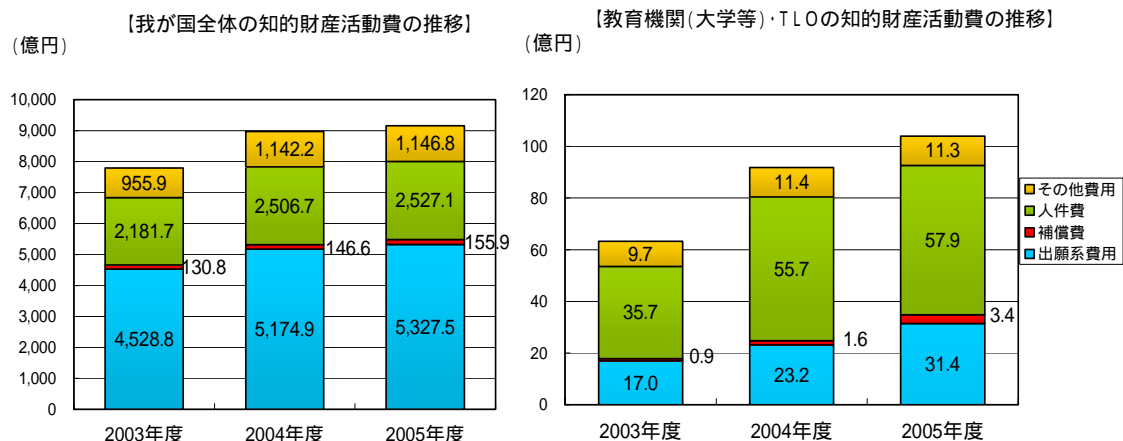
本調査によれば、平成17年度(2005年度)の我が国企業等の知的財産活動費は約9,200億円となっており、平成16年度(2004年度)から約200億円増加(前年度比2.1%増)していることがわかります。<sup>4</sup>

その内訳を見ると出願系費用が153億円増加(同2.9%増)、補償費が9億円増加(同6.4%増)、人件費が21億円増加(同0.8%増)しています。

一方、教育機関(大学等)・TLOの知的財産活動費を見ると平成17年度(2005年度)の知的財産活動費は約100億円となっており、平成16年度から約12億円増加(前年度比13.2%増)しています。その内訳としては、出願系費用が約8億円増加(同35.6%増)、人件費が約2億円増加(同3.9%増)しており、中でも、補償費は、約2億円増加(同133.1%増)しており、前年度に比べ大きく増えております。

今後も、企業や教育機関(大学等)・TLO等の出願戦略等がこれまで以上に重要視されることから、研究開発や出願のための先行技術調査に係る費用、これに携わる人材、その人件費の増加などが見込まれます。

図表2 知的財産活動費の推移



	我が国全体の知的財産活動費(百万円)			活動費の増減率	
	2003年度	2004年度	2005年度	2004	2005
知的財産活動費	779,715	897,034	915,735	2.1%	
出願系費用	452,877	517,492	532,751	2.9%	
補償費	13,080	14,656	15,594	6.4%	
人件費	218,172	250,670	252,709	0.8%	
その他費用	95,586	114,217	114,681	0.4%	

	教育機関(大学等)・TLOの知的財産活動費(百万円)			活動費の増減率	
	2003年度	2004年度	2005年度	2004	2005
知的財産活動費	6,326	9,185	10,397	13.2%	
出願系費用	1,695	2,316	3,140	35.6%	
補償費	92	158	337	113.3%	
人件費	3,567	5,568	5,787	3.9%	
その他費用	972	1,143	1,133	-0.9%	

出願系費用 : 産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用(弁理士費用等の外注費を含む。他社からの譲受は除く)を指す。  
 補償費 : 会社の定める補償制度に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費を指す。  
 人件費 : 社内で知的財産業務を担当する者の直近の会計年度総額を指す。  
 その他費用 : 上記の3つに含まれない費用(知財にかかる係争事務、契約管理、企画、調査、教育に要した費用等)

3 係争の和解金、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含まない。また、ここでいう補償費とは会社の定める補償制度に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費を指す。

4 我が国全体の知的財産活動費の推計結果は、平成17年度調査報告書に記載された数値と異なっている。これは、平成17年度調査における回答と平成18年度調査における回答との比較チェックに基づき平成17年度調査の回答を一部修正等の処理を行った上で、平成17年度調査結果の再推計をしたためである。

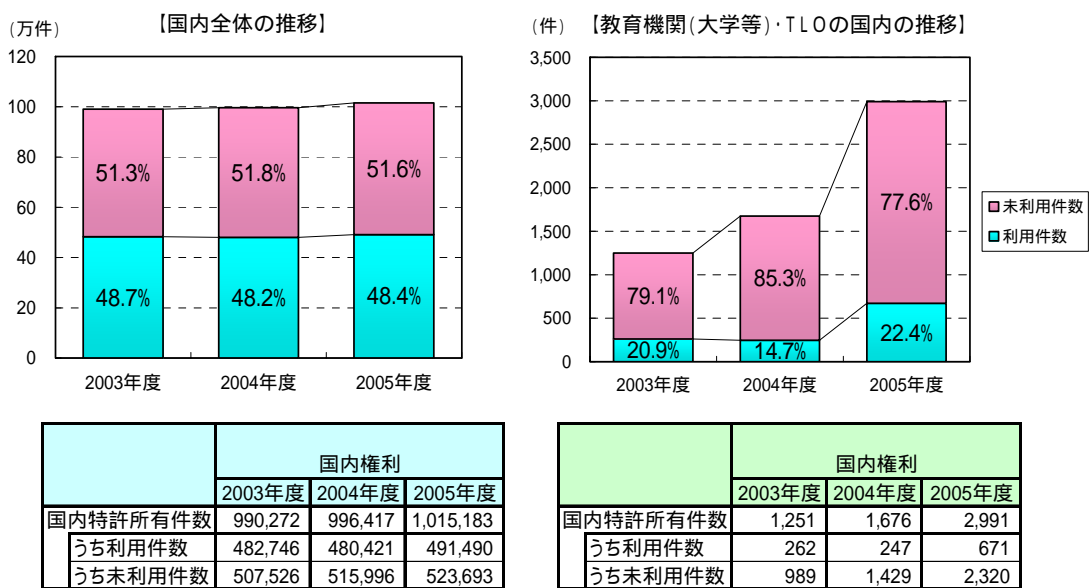
### 3. 特許の所有件数及び利用率からみた我が国企業等の産業財産権の活用状況

我が国の産業は、これまでの“もの”の輸出から“技術”の輸出へとシフトしてきており、日本で作ってほかの国に輸出するという形態から、技術を輸出するといった形態に変わってきています。

このような状況の下、知的財産担当者及び知的財産活動費が増加傾向にある企業等においては、取得した権利をどのように活用していくか、さらに、活用までを見据えどのような技術を出願し、権利化していくかといった出願戦略にも注目していく必要があると考えます。

本調査では、取得した特許の利用状況についても調査しており、これによれば、平成15年度(2003年度)から平成17年度(2005年度)における特許の利用状況は、利用件数と未利用件数の割合がほぼ同程度(約48%)で推移していることがわかります<sup>5</sup>。

図表3 国内における特許権所有件数及び利用率の推移



本調査における利用の定義については、権利所有件数のうち「自社で実施している件数」と「他社に実施許諾している件数」のいわゆる積極的な利用のみとしているため、消極的利用である防衛出願やこれから利用予定のある権利等は、ここでは未利用の件数に含まれていることに注意を要します。

平成7年度(1995年度)には、大企業が保有する特許の約33%が利用、約67%が未利用<sup>6</sup>であったことに鑑みれば、単純には比較できないものの、特許の利用率はこの11年で着実に伸びてきているものと考えられます。単に権利を取得することを目的とした出願という形態から、権利化後の活用までを想定した出願、権利取得という形態に移行してきていると言えます。

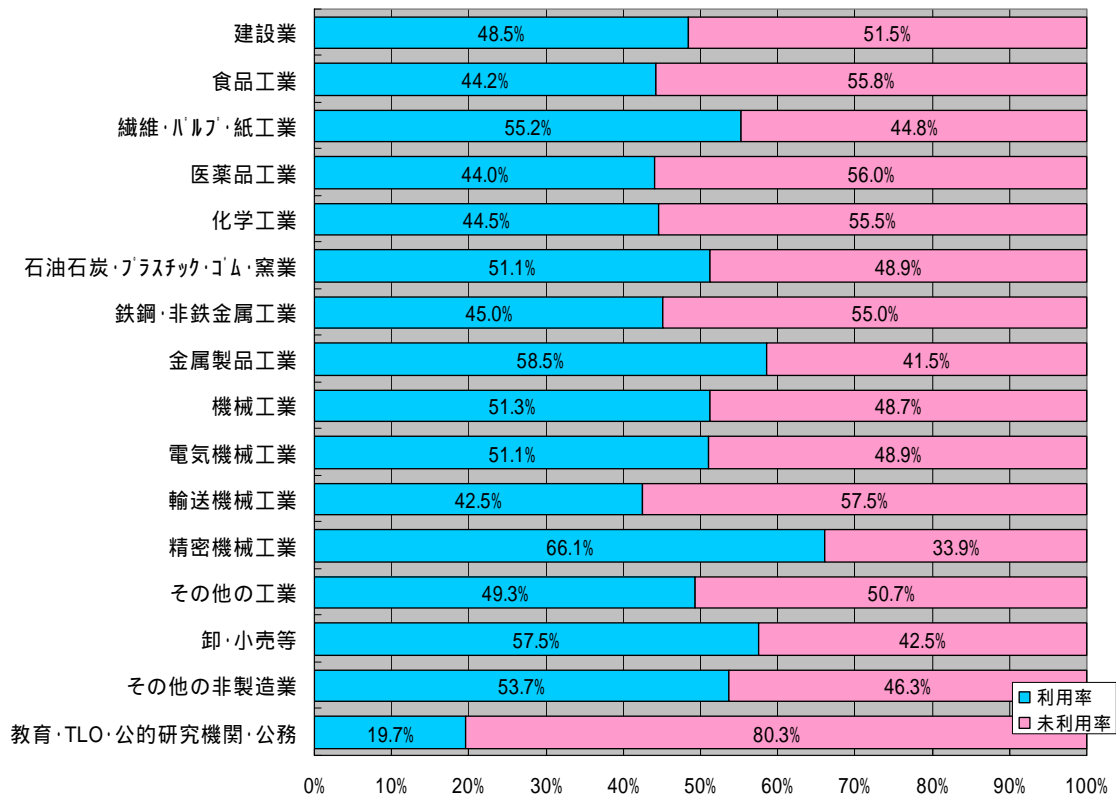
一方、教育機関(大学等)・TLOの国内の推移の利用率を見ると、自らが主として特許を実施するという性格のものではない教育機関(大学等)・TLOにおいても、2005年度は22.4%と、2004年度の14.7%から利用率を大きく改善しており、教育機関(大学等)・TLOにおける国内特許権の利用が進んでいる様子が見えます。

<sup>5</sup> 利用件数については、国内特許所有件数(確定値)に、回収された調査票に記載された権利所有件数に対する利用件数の全体推計結果より権利利用率を算出し、確定値に乗じることで得た。未利用件数については、「所有件数」と利用件数の差より算出した。

<sup>6</sup> 「未利用特許情報実態調査報告書」平成8年3月 特許庁調査

また、特許権の利用率については業種によって相違があります。自らが主として特許を実施するという性格のものではない教育・TLO・公的研究機関・公務を除いた、国内全体の利用率 48.4%を下回る業種としては、「輸送機械工業」(42.5%)、「医薬品工業」(44%)、「食品工業」(44.2%)、「化学工業」(44.5%)、「鉄鋼・非鉄金属工業」(45%)が挙げられ、その利用率が相対的に低いレベルにとどまっていることがわかります。

図表4 国内における業種別の利用率



そして、前述のように企業等における知的財産活動費が増加している中、我が国全体で見ても約半分の特許権が利用されていないということは、権利取得のために投入した費用が十分生かされていない可能性があることにも注意しなければなりません。

知的財産活動費の効率的な投資という観点からも、企業等における出願戦略、権利の活用戦略等を含む知的財産戦略の策定、これに基づいた知的財産活動が必要であると考えます。

#### 4. まとめ

平成 18 年度知的財産活動調査報告書の中から、主なものを取り上げ分析した結果を紹介しました。

我が国企業等における知的財産重視の傾向が、知的財産担当者数、知的財産活動費用の増加からうかがうことができます。特に大学等において知的財産業務に関連する人材を組織内に配置するような動向が見られ、今後、より一層の知的財産の権利化や管理等のための体制構築が図られていくものと考えられます。このような需要に応えるべく、知的財産専門人材の育成、増加が求められます。

また、企業等における知的財産権のために費やす費用からは、企業等が知的財産権の取得に熱心になってきていることがうかがえる反面、実際の特許の利用状況を見てみると、平成 16 年度、平成 17 年度とほぼ横ばいであり、また、依然として所有する権利の約半数が利用されていないことがわかります。効果的な知的財産権の取得、技術流出防止等の観点から、企業等における知的財産戦略の更なる検討が求められます。

## ・統計表利用上の注意

1. 「 - 」は該当数がないことを示す。
2. 「0」は単位未満を示す。
3. 各表の総数と内訳の計は、表章数値の四捨五入のため、一致しない場合がある。
4. 金額の単位は断りのない限り百万円である。
5. 標本数の数が2以下の場合には「X」で数値を秘匿しているが、合計値は「X」で伏せた数値を含んだ値としている。なお、この秘匿によっても「X」が算出される恐れがあるものについては、標本数が3以上であっても秘匿した。
6. 「統計表」は回収した標本をそのまま集計したデータである<sup>7,8</sup>。なお、今年度調査では、特許出願、実用新案登録出願、意匠出願、商標出願の全てが5件未満である企業等には調査票を送付していない。このため、全体推計では出願件数5件未満の層について、昨年度調査の結果を利用した。
7. 中小企業とは、建設業・製造業・運輸業・その他の業種においては、資本金3億円以下または従業員300人以下、卸売業においては、資本金1億円以下または従業員100人以下、小売業においては、資本金5,000万円以下または従業員50人以下、サービス業においては、資本金5,000万円以下または従業員100人以下の企業をいう。ベンチャー企業とは、中小企業のうち、創立5年未満若しくは研究費比率（一年間における研究費の合計額の売上高に対する割合）が3%を超える企業をいう。
8. 産業分類は調査票における業種分類をさらに統合した18分類とした（「5.業種の定義」参照）。

---

7 統計表は、原則として当該表に含まれる全ての設問項目に回答している企業等を集計対象としている。

8 回答者の概要に関する調査項目（売上高、営業利益高、経常利益高、従業者数、研究関係従業者数、研究費等）は、回答者が属するセクター（企業、大学・公的研究機関等、個人）によって回答すべき項目が異なる。特に、従業者数については企業が、研究関係従業者数については企業及び大学・公的研究機関等が、回答すべき項目となっている。このため、統計表において、研究関係従業者数の集計結果が従業者数の集計結果を上回り得る点に留意する必要がある。

## ・用語の解説

### 1. 全般について

#### 企業グループ（親会社・子会社・関連会社）

親会社とは、回答企業の議決権の過半数を実質的に所有している会社を指す。子会社とは回答企業が議決権の過半数を実質的に所有（回答企業の子会社又は回答企業とその子会社の合計で過半数を所有する場合を含む）している会社を指し、関連会社とは回答企業が議決権の20%以上50%以下を実質的に所有している会社を指す。

企業グループとは連結決算を行っている親会社、子会社及び関連会社の企業集団を指す。

#### 従業者数

研究関係の従業者のみならず、日本国内の本社・支社・工場など会社全体の従業者をいう。ここには、有給役員、常勤職員及び臨時・日雇の者で1ヶ月以上にわたって雇用されている者は全て含める。

#### 研究関係従業者数

研究者による研究活動のほか、庶務・会計などの事務、研究施設の清掃や警備など、研究活動を支えるために必要なあらゆる関連業務に従事している者をいう。

#### 研究費

会社等、研究機関又は大学等の内部で使用した研究費で、人件費、原材料費、有形固定資産の購入費（又は有形固定資産の減価償却費）及びその他の経費を指す。また、資金面から見た場合は、自己資金のうち内部で使用した研究費（基礎、応用及び開発研究費）及び外部から受け入れた資金による研究費（受託研究費）は含むが、委託研究（共同研究を含む）等のため外部（貴社の海外拠点を含む）へ支出した研究費は含まない。

#### 資本金階級

回収された調査票記載の資本金額に基づき、調査対象者を区分した。資本金が5,000万円未満の層、同じく5,000万円以上1億円未満の層、同じく1億円以上10億円未満の層、同じく10億円以上100億円未満の層、同じく100億円以上の層、資本金不明の6区分である。なお、資本金不明には、大学、公的研究機関、官庁、個人等が含まれる。



## 2. 知的財産部門の活動状況について

### 知的財産担当者

産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している者を指す。

### 知的財産活動費

知的財産担当者の人件費、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用、知的財産権に係る係争、契約管理に要した費用、知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、発明者、創作者等に対する補償費を指す。なお、これらの業務について、弁理士、弁護士、調査会社等に外注した費用、業務に必要な固定資産の購入費又は固定資産の原価償却費は含むが、係争の和解、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含まない。

### 出願系費用

産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用（弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く）を指す。

### 補償費

会社の定める補償制度に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費を指す。

### 人件費

社内で知的財産業務を担当する者の直近の会計年度総額を指す。

### 出願・審査に要した費用

産業財産権の発掘、発明届書の評価、明細書作成（外注を含む）、明細書チェック、出願手続、審査請求手続、技術評価請求手続、拒絶理由通知対応（意見書、補正書作成）等の中間処理業務及び拒絶査定不服審判等に要する費用を指す。

### 権利維持費用

権利存続要否問合わせ、登録手続、年金納付手続等の権利維持業務に要する費用を指す。

### 特別目的会社

資金調達のための証券発行、譲受資産に関する信用補完、投資家への収益の配分などの特別な目的のために設立される会社を指す。

### 3．産業財産権制度の利用状況について

#### 外国特許出願

PCT 出願のうち国内段階に移行した国・地域数と、それ以外の外国出願件数の合計件数を指す。なお、EPC 出願件数とは、国内段階に移行した全ての PCT 経由の EPC 出願と欧州特許庁への全ての直接出願について、各出願の指定国数を足し上げた件数を指し、欧州への出願件数とは、EPC 出願を除いて、域内において国内段階に移行した全ての PCT 出願について域内の国内段階移行国数を足し上げた件数と、域内各国への直接出願件数の合計を指す。

### 4．産業財産権の実施状況について

#### 利用件数

権利所有件数のうち、自社で実施している件数と他社に実施許諾している件数の合計を重複排除した件数を指す。

#### 実施

権利に関するものを生産したり、使用することを指す。

#### クロスライセンス契約

相互に実施許諾を認める契約を指す。

#### 有償契約

クロスライセンス契約を除き、相手方所有の権利の実施許諾を伴わず、金銭対価を伴う実施許諾契約を指す。

#### パテントプール

業界団体・コンソーシアム等による複数の会社をメンバーとする集团的ライセンスの仕組みを指す。

## 5. 業種の定義

調査業種	大分類	中分類	小分類	分析業種分類	
1	農林水産業			その他の非製造業	
2	鉱業			その他の非製造業	
3	建設業			建設業	
4	製造業	食品工業		食品工業	
5		繊維工業		繊維・パルプ・紙工業	
6		パルプ・紙工業		繊維・パルプ・紙工業	
7		印刷業		その他の工業	
8		化学工業		総合化学・化学繊維工業	化学工業
9				油脂・塗料工業	化学工業
10				医薬品工業	医薬品工業
11				8～10以外の化学工業	化学工業
12		石油製品・石炭製品工業		石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	
13		プラスチック製品工業		石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	
14		ゴム製品工業		石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	
15		窯業		石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	
16		鉄鋼業		鉄鋼・非鉄金属工業	
17		非鉄金属工業		鉄鋼・非鉄金属工業	
18		金属製品工業		金属製品工業	
19		機械工業		機械工業	
20		電気機械工業		電気機械器具工業	電気機械工業
21				通信・電子・電子測定器工業	電気機械工業
22		輸送用機械工業		自動車工業	輸送機械工業
23				22以外の輸送用機械工業	輸送機械工業
24		精密機械工業		精密機械工業	
25		4～24以外の工業		その他の工業	
26		運輸・公益業			その他の非製造業
27		情報通信業			情報通信業
28		卸売業			卸・小売業
29	小売業			卸・小売業	
30	金融・保険業			その他の非製造業	
31	不動産業			その他の非製造業	
32	飲食店・宿泊業			卸・小売業	
33	サービス業	教育機関（大学等）		教育・TLO・公的研究機関・公務	
34		技術移転機関（TLO）		教育・TLO・公的研究機関・公務	
35		公的研究機関（独立行政法人含む）		教育・TLO・公的研究機関・公務	
36		33～35以外の研究開発・分析試験業		教育・TLO・公的研究機関・公務	
37		33～36以外のサービス業		その他の非製造業	
38	その他の業種（公務）			教育・TLO・公的研究機関・公務	
99	個人			個人	